

都心軸集客力向上店舗整備事業

本市の商業環境におけるまちづくりの観点から、都心軸にふさわしく、かつ広域的な集客力がある店舗を整備する法人に対し、整備費の支援を行います。

【制度概要】

対象エリア	都心軸沿い（武蔵～香林坊～片町・広坂・堅町）※下記マップ参照 ※かつ下記の商店街エリア内であること 武蔵商店街振興会、近江町市場商店街振興組合、南町通り商工会、 香林坊商店街振興組合、片町商店街振興組合、堅町商店街振興組合、 広坂振興会
対象者	法人のみ ※補助金対象店舗に相当する店舗の出店実績があるものに限る
対象業種	①衣服等販売店 ②伝統工芸品等の販売専門店 ③健康スポーツ関連施設 ④文化芸術等の「コト消費」につながる店舗
主な要件	・都心軸にふさわしくかつ集客力のある店舗であること（県内初出店等） ・路面に面する1階の店舗であること （大型商業施設の場合は1階路面で専用の入り口があること） ・賃貸借契約期間が2年以上であること ・100m ² 以上の店舗面積であること ・本市区域内からの移転でないこと ・商店街より必要な店舗である旨の推薦を受けること ※商店街に加入し、その活動に協力すること ・審査会を実施し、新設の認定を受けること
補助金の額等	【補助対象経費】 内外装工事費 【補助率】 1/2 【限度額】 1,000万円
制度期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日

※手続きに時間要するため、着工3カ月前までにご相談ください。

《注意事項》

- ・計画段階（賃貸借契約及び工事着手前）から市と協議いただく必要があります。
- ・補助金の交付を受けた日から5年以内に財産処分を行った場合には、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。
- ・関係機関（景観政策課や消防等）との協議を事前に行ってください。

補助事業名：金沢市都心軸集客力向上店舗事業補助条件など、詳細に関するお問い合わせは下記まで

金沢市 経済局 商工労働課

TEL 076-220-2193

FAX 076-260-7191

Mail syoukou@city.kanazawa.lg.jp

都心軸沿い（武蔵～香林坊～片町・広坂・堅町）

